

狂犬病予防注射

町では、下記のとおり犬の新規登録と狂犬病の予防注射を実施しますので、犬を飼っている人は、必ず受けるようお願いします。

既に登録されている人には案内状（ハガキ）を発送しますので、当日必ずお持ちください。

▼日時・場所 下記のとおり（雨天決行）

▼持ってくる物

・案内状（既に登録されている飼い主に送付されます。）

・注射料金 3、300円

・登録手数料 3、000円

（新規登録者のみ）

※当日、お釣りがありませんようお願いいたします。

▼問い合わせ先 生活環境課

環境係 ☎9133

平成16年度犬の登録及び狂犬病の予防注射日程表

	場 所	時 間	場 所	時 間
4月20日(火)	常光坊公民館	午前 9:00～ 9:15	役場(東駐車場)	午後 1:00～ 1:40
	三ツ家公民館	9:20～ 9:30	保健センター	1:45～ 2:05
	桃畑公民館	9:40～10:15	願成寺公民館	2:20～ 2:40
	上郷2区公民館	10:25～10:45	上蒲生北公民館	2:45～ 3:00
	東館北部公民館	10:55～11:15	上蒲生南公民館	3:05～ 3:15
	下町公民館	11:25～11:45		
4月21日(水)	上郷1区公民館	午前 9:00～ 9:30	西木代公民館	午前11:30～11:40
	上郷4区公民館	9:40～ 9:50	西汗下公民館	午後 1:00～ 1:20
	西蓼沼公民館	10:00～10:10	西汗上公民館	1:30～ 1:45
	蓼沼児童館	10:15～10:30	きたはら公園	1:50～ 2:20
	中根公民館	10:40～10:55	美里公園	2:30～ 2:50
	東汗公民館	11:00～11:20	磯岡公民館	3:00～ 3:15
4月22日(木)	本町公民館	午前 9:00～ 9:30	下川中子公民館	午前11:35～11:45
	天神町公民館	9:40～10:05	西田南公民館	午後 1:00～ 1:10
	大山児童館	10:15～10:35	石田コミュニティ	1:20～ 1:30
	川中子3区公民館	10:45～10:55	下神主公民館	1:40～ 2:00
	川中子2区公民館	11:05～11:15	ゆうきが丘集会場	2:10～ 2:45
	上梁阿久津宅 西側	11:20～11:30	鞘堂公民館	2:55～ 3:15
4月23日(金)	下多功倉庫前	午前 9:00～ 9:25	中央公民館駐車場	午後 1:00～ 1:30
	城台公民館	9:35～ 9:50	五分一公民館	1:40～ 1:50
	下梁公民館	10:00～10:10	三村公民館	2:00～ 2:15
	中落合公民館	10:20～10:30	坂上本田公民館	2:25～ 2:35
	下蒲生公民館	10:40～11:00	坂上河原公民館	2:45～ 2:55
	愛宕町公民館	11:10～11:45	三本木公民館	3:05～ 3:15
4月24日(土)	役場(東駐車場)		午前 9:00～12:00	

お知らせ版

町営住宅入居者募集

▼募集住宅Ⅱ下町第1(昭和53年築) 3DK1戸・下町第2(平成1年築) 3DK1戸
 ▼受付期間Ⅱ4月1日(木)～15日(木)(土・日・祝祭日を除く)

内において住宅に処理対象人員10人以下の浄化槽を設置し、使用が可能な人。
 ▼補助金額Ⅱ補助金は、平成16年度予算の範囲内で交付します。
 ・5人槽相当 354,000円
 ・6～7人槽相当 411,000円
 ・8～10人槽相当 (二世帯住宅) 519,000円

▼入居可能日Ⅱ5月1日(土)
 ▼家賃月額Ⅱ14,800円(46,200円(入居者の年収により決まります))
 ※入居時に3か月分の敷金が必要です。
 ▼問い合わせ先Ⅱ建設課 建設係 ☎9148

▼受付期間Ⅱ平成16年4月1日(木)～平成17年1月末日(土・日・祝祭日等を除く)
 ▼問い合わせ先Ⅱ下水道課 公共下水道係 ☎9144

浄化槽補助金

浄化槽を設置する人に対し、費用の一部を補助します。

▼補助対象区域Ⅱ公共下水道認可区域、流域下水道認可区域、及び農業集落排水事業計画区域を除く町内全域

▼補助金交付対象者Ⅱ平成16年4月1日から平成17年3月31日の間に、対象区域

下水道で住みよいまちづくり

町では、快適な生活環境の確保と河川の水質保全を図るため、公共下水道事業・農業集落排水事業・浄化槽の設置整備事業等により、家庭から出る汚水の浄化に努めています。

*公共下水道の整備状況

平成15年度末現在420ヘクタールの区域が、公共下水道を利用できるようになりました。公共下水道事業により、4月から下水道が使用できる区域は次のとおりです。
 ・西蓼沼地区の一部
 ・富士山地区の一部

*農業集落排水処理施設供用開始
 平成11年度から事業開始した上三川北東部地区の農業集落排水事業が平成15年度末で完成し、4月から下水道の使用ができることになりました。使用できる区域は次のとおりです。

- ・西木代地区
- ・上文挾・露無地区
- ・東汗地区
- ・東蓼沼・中根地区
- ・西汗地区の一部
- ・西蓼沼地区の一部
- ・上郷地区の一部

※詳細は下水道課へお問い合わせください。
 *接続はお早めに

下水道が使用可能になった区域では、すみやかに下水道に接続することが法令等で義務付けられています。

下水道に接続するために必要な排水設備工事は、町指定工事店に直接お申込みください。なお、下水道の使用可能区域で、まだ接続されていないご家庭は、早急に接続をお願いします。

*下水道を使用される皆さんへのお願い
 次のことを守って、下水道を上手に使ってください。

- ・上三川町の下水道は汚水専用です。雨水は流せません。
- ・水洗トイレには、トイレトーパー以外の紙は使用しないでください。
- ・台所では、野菜くずや残飯、天ぷら油やサラダ油の廃油を流さないでください。(自宅の排水管が詰まる一番の原因です。)
- ・洗剤は、有機リンを含んだものを使用しないでください。
- ・下水道に有害物質を流さないでください。(ガソリン、シンナー、石油、アルコール類など揮発性の高い危険物を流すと、爆発を起こす原因になります。)
- ・公共ますには、雨水・土

砂・木片・ビニール類を流さないでください。
 *平成16年度整備計画

公共下水道事業は、城台、下多功、東館、富士山地区の一部及び上郷、西汗、磯岡地区の一部の整備を予定しています。

農業集落排水事業は、東部地区の一部管渠整備を予定しています。

▼問い合わせ先Ⅱ下水道課 業務係

☎9143
 公共下水道係 ☎9144
 農業集落排水係 ☎9172

「ふれあい朝市」出店者募集

農産物や特産品、及び日常生活用品などの販売を通して、消費者との交流を図り、ふるさとづくりと地場産業の振興を目的に朝市を開催しています。

商店の人だけでなく、農家(採れ立て野菜の販売など)や一般の人(フリーマーケット)

トなど)の参加も大歓迎です。

▼次回開催 5月23日(日)

▼問い合わせ先 市実行委員会 役場商工課
内 ☎9150

**重度心身障害者
年金支給**

▼対象者 4月1日現在、次の障害がある人。①身体障害者手帳1・2級の人 ②療育手帳A1・A2の人 ③障害基礎年金1級の人 ④特別児童扶養手当1級に該当する児童 ⑤恩給法第49条別表2項症以上の障害の人 ⑥標準化された個人知能検査による知能指数が35以下の人

▼年金額 年額1万円

▼申請期間 5月6日(木)14日(金)

▼申請に必要なもの 印かん、各障害を証明する手帳など、口座振替を希望する場合は、銀行又は農協などの通帳 ※前年度に受給されている人は申請の必要はありません。

▼問い合わせ先 健康福祉課
社会福祉係

☎9128

「よい歯のコンクール」募集

▼応募条件

①親子の部 平成15年4月1日～平成16年3月31日に3歳児健診を受診した幼児とその親

②3歳児の部 平成15年4月1日～平成16年3月31日に3歳児健診を受診した幼児

▼応募方法・期限 健康福祉課にある所定の申込み用紙に記入の上、4月30日(金)までに申込んでください。

▼問い合わせ先 健康福祉課
保健衛生係

☎9132

**特定疾患患者への
見舞金**

町では特定疾患の治療を受けている人に、見舞金を支給しています。

▼対象者 一般特定疾患医療受給者証、又は小児慢性特定疾患医療受診券の交付を受けている本人、又はその保護者。

社会福祉係

☎9128

●町教育委員会から●

**児童・生徒への防犯ブザーの配付と
安全確保のお願い**

町教育委員会の事業の推進には、皆さんの日ごろからのご理解とご支援をいただきありがとうございます。

さて、全国的に児童・生徒に対する「連れ去り事件」や「声かけ事件」等が多発傾向にあります。町教育委員会では、事故を未然に防止し、本町児童・生徒の安全を確保するため、4月の始業式と入学式の日各小・中学校を通して児童・生徒に防犯ブザーを配付することになりました。

つきましては、児童・生徒の安全確保には、学校・家庭・地域社会で子どもたちを見守ることが大切ですので、防犯ブザーの音が聞こえたら、次の点にご協力くださるようお願いいたします。

○防犯ブザーの甲高い音が聞こえたら、周囲の状況を確認いただき、児童・生徒の安全確保にご協力をお願いします。

○危険が予測される場合や事件が発生した場合には、速やかに110番通報するとともに、学校へもご連絡ください。

○「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動(うちの子・よその子・栃木の子 みんなで育てて明るい未来)にご協力いただき、地域における安全確保と、児童・生徒に対して積極的に声をかけてくださるようお願いいたします。

▼問い合わせ先=教育総務課 学事係 ☎9156

▼見舞金 年額2万円(9月と3月に分けて支給します。)

▼申請期間 4月8月に申請された人には、9月、3月に支給します。(1万円ずつ) 10月3月に申請された人には、3月に支給します。(2万円)

▼申請に必要なもの 印かん、特定疾患受給者証、通帳等

▼問い合わせ先 健康福祉課
社会福祉係

☎9128

**平成16年度栃木県
女性の海外研修
参加者募集**

▼目的 男女共同参画の推進と女性のエンパワーメントを図るため、地域の各分野で積極的に社会活動を行っている女性を海外に派遣し、国際的視野を持った地域活動の推進役となるリーダーを養成する。

▼派遣先 フランス共和国及びデンマーク王国
▼派遣期間 10月3日(日)～10月12日(火)10日間
▼派遣人員 1名(全体で30名)

▼対象 満30歳以上55歳未満の女性(平成16年4月1日現在)

▼研修

◎事前研修 日戻り2回
宿泊2回

研修の趣旨、目的等につ

いて理解を深めると共に、団員としての心構え、及び訪問国の事情等について必要な研修を行う。

◎現地研修

訪問国での交流、交歓、施設訪問、ホームステイ等
◎事後研修 日戻り2回、宿泊1回
報告書の作成や研修の成果を事後活動に反映させるための研修を行う。

▼参加費用 126,000円(県1/2 町1/4 本人1/4)

▼募集期間 4月5日(月)～5月6日(木)

▼問い合わせ先 人権擁護課

☎9152

手話講習会(初級)

開催

手話を通して、障害者に対する理解と認識を深めるとともに、障害者の社会参加に必要なボランティア育成を図ることを目的に、講習会を開催します。

▼期間 5月8日(土)～8月21日(土)の毎週土曜日(8月14

日を除く) 午前10時～正午

▼場所 老人福祉センター 研修室

▼対象 町内在住者及び町内の事業所・学校に通う人で、平成16年4月1日現在、義務教育を終了している人

▼定員 20人

▼受講料 無料(テキスト「手話教室 入門」850円)

▼修了証の交付対象 全15回中11回以上出席した人で初級終了に値する技能を修得した人

▼申込み・問い合わせ先

上三川町社会福祉協議会

☎3166

朗読講習会開催

視覚障害者の福祉向上を図るため、障害者に対する理解を深めるとともに、地域社会において福祉活動を実践するために必要な知識、技術を習得することを目的として講習会を開催します。

▼期間 5月7日(金)～8月20日(金)の毎週金曜日(8月13日を除く) 午前10時～正午

▼対象 町内在住者及び町内の事業所・学校に通う人

▼場所 老人福祉センター 研修室

▼対象 町内在住者及び町内の事業所・学校に通うおむね15歳以上の人

▼定員 10人程度

▼受講料 無料

▼修了証の交付対象 全15回中11回以上出席した人で初級終了に値する技能を修得した人

▼申込み・問い合わせ先

上三川町社会福祉協議会

☎3166

点字講習会開催

点字を通して、障害者に対する理解と認識を深めるとともに、障害者の社会参加に必要なボランティア育成を図ることを目的に、講習会を開催します。

▼期間 5月12日(水)～8月11日(水)の毎週水曜日 午前10時～正午

▼場所 老人福祉センター 研修室

▼対象 町内在住者及び町内の事業所・学校に通う人

▼定員 10人

▼受講料 無料(テキスト「点訳のしおり」480円)

▼修了証の交付対象 全14回中10回以上出席した人で初級終了に値する技能を修得した人

▼申込み・問い合わせ先

上三川町社会福祉協議会

☎3166

花のリサイクル
お願いいたします

明治中学校の花壇に植える花の球根(スイセン)を探しています。

球根を譲っていただける人は、左記に連絡ください。公仕の遠井がお伺いします。

▼連絡・問い合わせ先

明治中学校

☎3346

陸上自衛隊宇都宮駐屯地 創立54周年記念行事

▼日時 4月4日(日) 午前8時～午後3時

▼場所 陸上自衛隊宇都宮

駐屯地

▼内容 観閲式、パレード、模擬戦闘訓練、装備品展示、ちびっ子広場、模擬売店、音楽隊演奏等

▼問い合わせ先

宇都宮駐屯地広報班

☎028(653)1551

国税専門官募集

▼受験資格 昭52年4月2日～昭和58年4月1日生まれの人

○昭和58年4月2日以降生まれで次に掲げる人

①大学を卒業した人及び平成17年3月までに大学を卒業する見込みの人

②人事院が①に掲げる人と同等の資格があると認める人

▼申込み期間 4月1日(木)～16日(金)

※申込書の提出はできるだけ郵送にしてください。(4月16日消印有効) 持参する場合、受付時間は午前9時～午後5時です。(土・日曜日は除く)

▼申込み先 第1次試験地

を所轄する国税局（沖縄国
税事務所）

▼試験日・試験種目

第1次試験 6月13日(日)教
養及び専門試験（多枝選択
式・記述式）

第2次試験 7月26日(月)～
29日(木)（第1次試験合格通
知書で指定する日）人物試
験及び身体検査

▼申込書の請求先・問い合
せ先

宇都宮税務署（総務課）

〒320-0865

宇都宮市昭和2-1-17

☎028(621)2151

**国税電子申告・納
税システムの開始
届出書、4月から
受付開始**

平成16年6月から関東信
越国税局管内の税務署で国
税電子申告・納税システム
が導入されます。このシス
テムは、自宅や事務所等に
居ながらにして、インター
ネット等を利用して申告や
納税ができるものです。

▼開始届出書システムを

**米穀取扱業者
登録制から届出制へ**（4月1日～）

「主要食料の受給及び価格に関する法律等の一部を改正す
る法律」が4月1日から施行されました

この法改正により、現行の計画流通制度（業者登録制度）
が廃止されます。ただし、米不足等の緊急時に的確に対応
する必要があるため、米穀の出荷又は販売の事業を行おう
とする者は届出が必要となります。（事業規模20精米トン
以上）

今までの登録業者はどうなるの？

経過措置として、4月1日現在、現行食糧法に基づく登録
卸売業者、登録小売業者、登録出荷取扱業者及び自主流通
法人については、同日から届出事業者とみなされますので、
改めて届出手続きをする必要はありません。

米穀の出荷又は販売の事業を行う者とは？

営利の目的があるなしに関わらず、自己の名義で繰り返し、
①生産者からの委託を受けて米穀を集荷し、有償で他
人に譲渡すること②自ら所有する米穀を、有償で他人に譲
渡することを事業として行う者をいいます。従って、生産
者が自ら生産した米穀を、届出事業者に仲介することなく
直接消費者に販売（産直販売等）する場合も該当します。

事業規模20精米トン？

新規に事業を始める場合や、年によって20精米トンを前
後する場合等で事業規模を正確に把握できない場合は、届
出時点での取扱予定数量を記入することにより、あらかじめ「開始届」を提出しておけば安心です。

なお、自ら生産した米穀を届出事業者に出荷又は販売し
た数量は、事業規模の積算にはカウントされません。

▼問い合わせ先=栃木農政事務所 消費流通課 消費拡大係
☎028(633)3311（内線421）

「税の百人一首」

募集

利用するためには、開始届
出書の提出が必要です。受
付は4月1日(木)から税務署
で開始します。

▼ホームページアドレス

http://www.e-tax.nta.go.jp

▼問い合わせ先

宇都宮税務署

☎028(621)2151

▼応募資格 宇都宮市、河
内郡に居住する人

▼課題 税に関するもの

▼応募方法 応募用紙（役
場税務課窓口）に必要事項
と短歌を記入し、50円切手
をはって郵送してください。

▼応募期間 4月1日(木)～

30日(金)

▼応募・問い合わせ先

〒320-0851

宇都宮市鶴田町692-6

(社)宇都宮法人会内「税の百
人一首」実行委員会事務局

☎028(648)9466

**青い鳥郵便葉書の
無料配布**

無料配布

日本郵政公社は、重度の

身体障害者、及び重度の知
的障害者で希望される人に、
青い鳥をデザインしたオリ
ジナル封筒に、くぼみ入り
通常郵便葉書を入れて無料
で差し上げています。

▼対象者 身体障害者（1、
2級）、知的障害者（A1、
A2）

▼受付期間 4月1日(木)～
5月31日(月)

▼配布葉書 くぼみ入り通

常郵便葉書

▼配布枚数 20枚/人

▼申込方法 近くの郵便局に、身体障害者手帳または療育手帳を提示し、所定の用紙に必要事項を記入してください。

▼配布方法 4月20日(火)以降、郵送します。4月20日以降に、住所を受け持つ集配郵便局に直接申し込まれた場合、その場でお渡しします。

▼問い合わせ先

日本郵政公社 郵便事業
本部営業企画部(切手、
葉書担当)

☎03(3504)4371
FAX03(3595)4489

**とちぎ県民カレッジ
主催講座受講生募集**

とちぎ学コース

歴史

▼日時 6月4日～8月6日
の金曜日

午後6時30分～8時30分

▼場所 総合文化センター
人物

▼日時 6月5日～8月7日

日の土曜日

午前10時～正午

▼場所 総合教育センター

**出前講座・
とちぎ学コース**

自然

▼日時 6月1日～7月27日
の火曜日

午後1時～3時

▼場所 那須野が原ハーモ
ニーホール

郷土

▼日時 6月3日～7月29日
の木曜日

午後1時～3時

▼場所 栃木市国府地区公
民館

くらしと社会コース

子ども

▼日時 6月2日～8月4日

日の主に水曜日
午後1時～3時

▼場所 総合教育センター

生活充実(日本の伝統文化)

▼日時 6月2日～8月4日
の水曜日

午後6時30分～8時30分

▼場所 総合文化センター
生活充実(現代新聞考)

▼日時 6月4日～7月30日
の金曜日

午後1時30分～3時30分

▼場所 総合文化センター

▼募集人数 各セミナー80
人程度

▼受講料 1セミナー5,000円

夜間の歴史セミナー、生活充実セミナー6,000円。各セミナー1日目に徴収します。

▼募集期間 4月12日(月)～5月7日(金)

▼申込み・問い合わせ先

とちぎ生涯学習文化財団
生涯学習担当

☎028(643)1006

**とちぎ海浜自然の家
第1回親子の集い**

▼期日 6月12日(土)～13日(日)

▼内容 メロン狩り体験、マリンキャンドルの集い、プール活動他

▼募集人員 栃木県民である親子(子どもは5歳以上)250名 祖父母も可

▼参加費

大人 6,300円

高校生 4,900円

中学生 4,100円

小学生 3,900円

3歳以上学齢前

3,100円

3歳未満 400円

▼申込み 往復ハガキで直接施設へ

記入事項 住所、電話番号、全参加希望者名、年齢、性別、学年

5月12日(水)必着まで

▼申込み・問い合わせ先 栃木県立とちぎ海浜自然の家

〒311-141

茨城県鹿島郡旭村玉田336-2

☎0291(37)4004

県民の日記念行事

*県民の日記念式典

▼日時 6月15日(火)午後1時30分～3時

▼場所 県総合文化センターサブホール

▼内容 各種功労者・教育功労者表彰

*古典芸能「たかねの薪能」

▼日時 6月12日(土)午後6時～8時

▼場所 高根沢町元気あつぷむら駐車場

▼定員 1,000名

※各行事には、入場整理券が必要です。イベント当日は入場整理券を持っている人が優先的に入場できます。申込み多数の場合は、抽選になります。

▼入場整理券申込み方法

○往復ハガキにイベント名、住所、氏名、電話番号、会場までの交通手段を記入して応募してください。

○1つのイベントに、1枚のハガキが必要になります。

なお、観覧できる人数は1枚につき1名となります。

○各イベント、1人1枚のハガキを有効とさせていただきます。

※応募の結果は、往復はがきの返信用ハガキでお知らせします。(5月末予定)

▼応募 5月21日(金)まで(当日消印有効)

▼問い合わせ先

栃木県民の日実行委員会事務局

☎028(623)2153

鳥を飼育している皆さんへ

高病原性鳥インフルエンザが国内で発生しました。この病気は鳥類を媒介として感染します。このため、

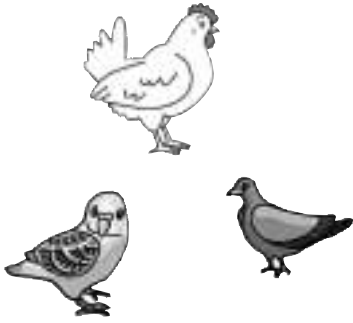
本町で鳥類を飼育している人の把握を行いたいと思います。つきましては、鶏(チヤボ・しゃも・烏骨鶏など)、アヒル、ウズラ、鳩、小鳥などを飼育されている人は、規模にかかわらず農務課までご連絡ください。

▼内容 鳥の種類・羽数・飼育場所等

▼連絡期日 4月20日(火)まで

▼連絡・問い合わせ先 農務課 農産園芸係

☎9138



鳥インフルエンザの人への感染

鳥インフルエンザは、この病気にかかった鶏の羽やフンを吸い込むなどして、人の体内に大量のウイルスが入ってしまった場合に、ごくまれに感染することが知られています。

また、これまで人から人への感染が確認された例はありません。

日本では、この病気にかかった鶏等が徹底的に処分され、鳥インフルエンザに感染する可能性はきわめて低いと考えられます。

鳥インフルエンザの予防

(1) 鳥を飼育している人の留意点

・清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性のある野鳥が、飼育場所や水源などの近くに来ないように、防鳥ネット

を張るなどの対策を取ってください。

・鳥の排せつ物に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、心配する必要はありません。

・えさの入っている容器は、外に放置しないようにしましょう。

・飼育している鳥の健康状態をよく観察しましょう。飼育場所の消毒を励行しましょう。逆性(アルカリ性)の石けん水などで十分対応できます。

・飼育中の鳥を処分するようなことはせず、冷静に対応くださいますようお願いいたします。

※もし、飼育している鳥に左記のような異常を発見した場合、県中央畜保健衛生所にご連絡ください。

○突然の死亡

○呼吸器症状・神経症状

○顔面脚部の腫れ

○とさかの出血斑

○産卵の低下・停止

▼問い合わせ先 県中央畜保健衛生所

☎028(689)1200

(2) 飼育している鳥が死んでしまった場合

・原因が分からないまま、鳥が連続して死んでしまったという場合は、その鳥に素手で触ったり土に埋めたりせず、なるべく早く、県中央畜保健衛生所又は町農務課にご相談ください。

(3) 野鳥が死んでいるのを見つけた場合

・野鳥は、鳥インフルエンザ以外にも様々な細菌や寄生虫を持っていることがあります。野鳥が死んでいるのを見つけた場合は、細菌や寄生虫に感染しないよう、死亡した鳥を素手で触らずに、ビニール袋に入れ、きちんと封をすれば、廃棄物として処分することも可能です。複数野鳥が死んでいるのを確認した場合は、県中央畜保健衛生所又は町農務課、生活環境課へご連絡ください。

・万一、野鳥が密集して死んでいる場合には、毒物などを食べて死亡したこ

とも疑われます。この場合には、事件の可能性もありますので、県中央畜保健衛生所、石橋警察署にご連絡ください。

鳥の死亡原因は様々です。鳥が死んだからといって直ちに鳥インフルエンザを疑う必要はありません。鳥インフルエンザにかかった鶏は、次々に死んでいくことが知られていますので、原因が分からないまま、鳥が次々に連続して死んでしまうということがない限り、鳥インフルエンザを心配する必要はありません。

▼問い合わせ先 県中央畜保健衛生所

☎028(689)1200

石橋警察署生活安全課

☎0110

農務課 農産園芸係

☎9138

生活環境課 環境係

☎9133

県からのお知らせ

栃木県景観条例に基づく 大規模行為の届出制度

一定規模以上の大規模行為について、行為着手の30日前までに届出書を提出していただき、大規模行為の景観形成基準により景観の誘導を行う大規模行為届出制度が平成16年4月よりスタートしました。

1. 大規模行為

(1) 建築物

区 分		届出対象の建築物	
		高 さ	建築面積
都市計画区域	商業地域	31 m超	2,000 m ² 超
	上記以外の用途地域	20 m超	1,500 m ² 超
	用途地域以外の地域	13 m超	1,000 m ² 超
都市計画区域以外の地域			

(2) 工作物

擁壁等(高さ5 m超)、電波塔・広告塔等(高さ15 m超)、送電鉄塔等(高さ20 m超)

(3) 開発行為

土地の区域面積が5haを越えるもの。

2. 提出先

町都市計画課

3. 景観形成基準

建築物等の位置、規模、形態、意匠、色彩、材料及び敷地の緑化等の基準

▼問い合わせ先＝

栃木県土木部都市計画課事業管理担当
〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20
☎028(623)2463

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域(市街化調整区域)における容積率、建ぺい率等の指定

近年の土地利用の動向を受け建築基準法が改正をされましたが、それを受けて栃木県では用途地域の指定のない区域(市街化調整区域)の容積率、建ぺい率等の見直しを行い、新たに数値を指定します。

県が指定するのは、都市計画区域を指定している市町のうち宇都宮市等5市(特定行政庁)を除き、本町を含めた39市町です。

	改正前	改正案
容 積 率	400%	200%
建 ぺ い 率	70%	60%
道 路 斜 線	勾配 1.5	勾配 1.5
隣 地 斜 線	31 m+勾配 2.5	20 m+勾配 1.25

今後の予定

3月の栃木県都市計画審議会の議を経て、新しい数値を指定し、5月17日までの間で別に定める日(未定)から適用します。

内容については、栃木県のホームページに掲載しています。

▼問い合わせ先＝

栃木県土木部建築課 建築指導班
☎028(623)2514

訂正とお詫び

先月配布しました「平成16年度健康カレンダー」の3ページで、山崎医院の診療時間が「木曜・日曜・祝日休診」となっていました。訂正しお詫びいたします。

大塚悦夫さん(埼玉県狭山市) 20,000円(第2回)
星 アサイさん(桃畑) 10,000円(第8回)
匿名 10,000円
匿名 2,000円
勝姫稻荷神社書錢箱(城址公園内) 1,026円(第55回)
ふくへ教室
小口俊子さん(上郷5区) 10,000円(第24回)
川崎紀三さん(下町3区) 3,000円(第2回)
しめ縄づくり協力会 100,000円(第8回)
北小地区社協(ぎょうきサロ) 55枚【福祉作業所】
柳田傳郎さん(石田下坪) 切手1,460円分
※【】内は指定払出先≡寄付時、使途の指定がある場合には、指定先に払出します。
皆さんの、あたたかさを大切にしたいです。



善意銀行